

## 質問回答

2017年2月13日

「(案件名)バングラデシュ国 ネットワークインフラ・ガスインフラの電子化にかかる情報収集・確認調査」  
(公示日:2017年2月1日/公示番号:161076)について、

| 通番号 | 当該頁項目         | 質問   | 回答  |
|-----|---------------|--|---|
| 1   | p.6 (6) 本邦招へい | 「招へい」という言葉使用されていますが、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2016年6月版)」に則って実施するという理解でよろしいでしょうか。 | <p>邦招へいについて<br/>プロポーザル作成段階では「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2016年6月版)」に準じると想定ください。コンサルタントが担当するのは、「招へいプログラムの実施」のみです。</p> <p>第三国招へいについて<br/>第三国招へいについては、受入、招へいプログラムの実施、招へいプログラムの監理のいずれについても、コンサルタントにより行うこととします。本邦招へいの目的を達成するために第三国での追加的な視察や会議等の参加が必要な場合及び第三国で実施するセミナーや会議等の講師として同国外から外部の有識者を招へいする場合、経費等の基準は、当該第三国における物価水準や在外事務所の内規等を勘案上、当機構外国旅費規程(<a href="http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000027.htm">http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000027.htm</a>)で定める上限額の範囲において、当該第三国の在外事務所と協議の上決</p> |

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
|   |   |   | 定します。   |
| 2 | p9. 第3業務実施上の条件<br>1.調査工程                                | 「2017年2月下旬より業務を開始し、2017年8月下旬を終了の目途とする。」とあるが、契約締結までの諸手続きに要する期間を考慮し、「2017年3月下旬より業務を開始し、2017年9月下旬を終了の目途とする。」と想定してよろしいでしょうか。  | 「2017年3月下旬より業務を開始し、2017年9月下旬を終了の目途とする。」と訂正します。  |
| 3 | P11. 5) 執務場所についても、<br>Bangladesh事務所と協議の上、<br>決定し確保すること。 | ダッカ現地での執務については、事務所賃貸費を計上する必要があるでしょうか。もしくは貴機構事務所のスペースでの執務を想定してよいのでしょうか。後者の場合、業務上使用する複合機などは別途調査団にて確保する必要がありますでしょうか。   | 当機構事務所における常時利用可能なスペースの提供は困難ですが、打合せ等のために利用することは可能です。これを踏まえ、必要に応じ事務所賃貸費を計上してください。また、複合機については、極めて低頻度の利用であれば事務所員にご相談ください。 |
| 4 |   | 貴機構ホームページ調達情報の2017年1月30日付けお知らせ「Bangladesh国を業務実施国とするコンサルタント等契約における一般管理費等率の基準(上限)の暫定的変更について」に記載されている通り、「2017年9月30日までに発生した又は発生する業務従事人月(国内及び現地)は一般管理費等率10%加算の対象」と理解しています。<br>本件はこの2017年9月30日より以前に終了する予定の業務となりますので、一般管理費等について別見積りとはせず、本見積書の中で一般管理費等率を50%として計算する方法で良いか、御教示ください。 | 本件の業務実施期間を2017年9月30日までに終了されるという想定であれば、一般管理等については本見積りで50%として計算してください。別見積りにする必要はありません。                                  |

以上